

令和 2 年 9 月 総会議事録

日 時 令和 2 年 9 月 28 日 (月)

午後 1 時 55 分

場 所 豊橋市役所 東 85 会議室

豊橋市農業委員会

- 1 日 時 令和2年9月28日(月)
午後1時55分開会 午後2時55分閉会
- 2 場 所 豊橋市今橋町1番地
豊橋市役所 東85会議室
- 3 議事及び報告
 - (1) 議案
 - 議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第38号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第40号 農用地利用集積計画について
 - 議案第41号 農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画変更について
 - 議案第42号 相続税納税猶予に関する適格者証明について
 - 議案第43号 相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について
 - (2) 報告
 - 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
 - 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について
(事務局長専決)
 - 報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について
(事務局長専決)
 - 報告第4号 現況証明について
 - 報告第5号 農地等の現況について執行官からの照会に対する調査結果について
- 4 その他
 - (1) 「令和3年度農地等利用最適化推進施策の改善意見書」の提出について
 - (2) 連絡事項

5 出席委員

1 番 池田 和浩	2 番 石橋 正通	3 番 太田由美子
4 番 加藤 正雄	5 番 河合 孝子	6 番 河根 規雄
7 番 小林 澄夫	8 番 小林 尚美	9 番 近藤 好幸
10 番 酒井 保	11 番 陶山 哲	12 番 高畑 隆一
13 番 高部 宏生	14 番 中野 安男	15 番 彦坂 幸
16 番 日向 勉	17 番 廣田 良二	18 番 藤城ひろみ
19 番 星野 鉄典	20 番 前田 裕子	21 番 松井 耕治
22 番 水野 敏久	23 番 村松 桂子	24 番 村松 史子

6 欠席委員 なし

7 職務のため出席した者（事務局）

農業委員会事務局 4名 農業企画課 2名

8 議事の経過

事務局 定刻前ですが、ただ今から豊橋市農業委員会 8 月総会を開会いたします。

近藤会長、よろしく願いたします。

議長 <あいさつ>

それでは、総会を始めます。

なお、豊橋市農業委員会総会会議規則第 4 条の規定により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしく願いたします。

本日の出席委員は、24 名全員ですので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により総会は成立いたします。

次に、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員について、私から 2 名指名したいと思いますが、異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議長 異議なしと認め、議席番号 5 番河合孝子委員、同 6 番河根規

雄委員を議事録署名委員に指名します。

それでは、開会に先立ちまして、14日の書類説明会、農業委員による現地調査、15日の全員現地調査及び24日の農地審査会を経て、本日の総会までの間において、今月の審査案件に関する変更等について担当者から説明がありますので、お聞きください。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

審査会以降、変更、取下げ等はありません。

本日は議案のほかに資料1-1として番号4番及び5番と番号6番の新規営農の案件について、24日の審査会にて実施した聞き取り調査の概要を配布しております。

このうち番号6番についてご説明しますので、補助資料と資料1-1をご覧ください。

審査会の聞き取りで、申請書に記載された年間250日の農作業従事が可能か尋ねたところ、これまでは親元で年250日従事してきたが、今後の1年で年間250日の従事は難しいとのことでした。またどの程度の従事ができるかについては、近くに親族が二人住んでいるため、年間150日の従事をしていくとの意思を確認しました。

農作業について、同居別世帯の両親に農機具の操作を中心に手伝ってもらいながら教わり、忙しいときは夫にも手伝ってもらいながら営農していくとのことでした。

よろしくお願いたします。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

24日の審査会以降、4,5条関係におきましては変更、取下げ等はありません。

これまでの対応状況につきましては、補助資料をご覧ください。

4ページ5条12番の資材置場の案件ですが、24日の審査会の結果を受け、申請書に「事業開始後は、通学や住環境に配慮し、安全に事業を実施していく」旨を記載するよう指導しました。

なお、全案件とも共通ではありますが、「万一周辺農地などに被害を及ぼしたときは、当方で責任を持って解決する」旨の記載があります。

5ページ5条18番の資材置場の案件ですが、24日の審査会で説明しましたとおり、前回申請地の造成の完了、さらに取引量の

増加量及び新たな資材置場の必要性を確認し申請書へ記載しました。

なお、審査会にて再度担当委員に確認していただいた点につきましては、聞き取り調査の概要として資料1-2を配布しておりますので、併せてご覧ください。

よろしくお願いたします。

議長 変更等については、ただいま事務局からの説明のとおりです。それでは、精読時間を5分間設けますので、それぞれ議案に目を通してください。

(精読時間5分)

議長 それでは5分経過しましたので、精読時間を終わります。これより議事に入ります。

議案第37号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番から6番までの6件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第37号、1ページをご覧ください。

まず、番号1番から3番について説明します。

取得目的はすべて経営規模拡大で、権利の種類は番号1番が所有権移転、番号2番及び3番は賃借権設定です。

農地法第3条第2項各号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書及び現地調査をもとに説明します。

第1号取得後全部効率的に利用できるかどうかについて、全案件ともトラクター等の営農に必要な大型機械を保有しています。

従事者について全案件とも2名の常時従事者がいます。

また申請地及び所有農地の全筆現地調査の結果、耕作又は耕作可能な状態にあり取得後の耕作に支障はないと思われま

せん。第2号農地所有適格法人以外の法人については該当ありません。

第3号信託の引き受けについては該当ありません。

第4号取得後において常時従事するかどうかについては全案件とも申請者が150日以上従事します。

第5号取得後に下限面積の50aに達するかどうかについては全案件とも許可前から50a以上あります。

第6号転貸するかどうかについては該当ありません。

第7号周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。

次に、番号4番及び5番の新規営農の案件について説明します。

取得目的は新規営農、権利の種類は賃借権設定です。

農地法第3条第2項各号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書及び現地調査をもとに説明します。

第1号取得後全部効率的に利用できるかどうかについて、トラクター等大型機械を借りて営農します。

従事者について、現在は申請者と息子の二人ですが今後息子の妻も従事する予定です。

また申請地及び所有農地の全筆現地調査の結果、耕作又は耕作可能な状態にあり取得後の耕作に支障はないと思われま

せん。第2号農地所有適格法人以外の法人については該当ありません。

第3号信託の引き受けについては該当ありません。

第4号取得後において常時従事するかどうかについては、申請者が150日以上従事します。

第5号取得後に下限面積の50aに達するかどうかについては、許可後に50a以上となります。

第6号転貸するかどうかについては該当ありません。

第7号周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。

最後に、番号6番新規営農の案件について説明します。

取得目的は新規営農、権利の種類は使用貸借による権利の設定です。

農地法第3条第2項各号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書及び現地調査をもとに説明します。

第1号取得後全部効率的に利用できるかどうかについて、トラクター等の営農に必要な大型機械を保有しています。

従事者については2名の従事者がいます。また、申請地の全筆現地調査の結果耕作又は耕作可能な状態にあり、取得後の耕作に支障はないと思われま

せん。第2号農地所有適格法人以外の法人については該当ありま

せん。

第3号信託の引受については該当ありません。

第4号取得後において常時従事するかどうかについて、詳細は先に述べたとおりですが、申請者が150日以上従事する予定です。

第5号取得後に下限面積の50aに達するかどうかについて、許可後に50a以上となります。

第6号転貸するかどうかについては該当ありません。

第7号周辺地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願ひます。

委 員
議 長

「進 行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり許可することに決して、異議ございませぬか。

委員全員
議 長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議案第38号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番から4番までの4件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第38号、2ページをお願いします。

転用目的については、番号1番が離れ、2番、4番が駐車場、3番が営農型太陽光発電設備です。

農地種別について、3種と判断されるのは番号1番です。1種と判断されるのは番号2番、4番ですが、番号2番は農業用施設に該当し、4番は許可要件である集落接続に該当します。農用地と判断されるのは番号3番ですが、一時転用に該当します。

資力について、借入金のみは番号1番、3番、4番です。自己資

金のみは番号2番です。

信用性については、番号2番は始末書が添付されています。その他の案件については特段の疑義はありません。

転用の妨げとなる権利を有する者については、全案件とも該当ありません。

遅滞なく申請の用途に供することの確実性について、番号2番は既に完成しています。その他の案件については、令和2年11月1日から令和2年11月19日までに着工し、令和2年12月31日から令和3年4月30日までに完成する計画である記載があります。

他の行政庁の許可・認可等について、建築物建設のため都市計画法上の申請がされているのは番号1番です。その他の案件は該当ありません。

農地以外の土地の利用見込みについては、番号1番が申請外宅地389.08㎡あります。その他の案件については該当ありません。

計画面積の妥当性については、申請書、事業計画書及び現地調査等により妥当と判断されます。

宅地の造成のみを目的とすることについては、全案件とも該当ありません。

周辺農地等に係る営農条件への支障について、隣地承諾書の添付があるか承諾を得た旨の記載がある案件は番号2番、3番です。隣接地が申請地所有者と同一であるか農地以外である案件は番号1番、4番です。

一時転用については、番号3番が該当し耕作者が認定農業者であるため10年の一時転用計画で、農地復元誓約書を添付しています。その他の案件については該当ありません。

以上が許可基準の適合状況です。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員
議 長

「進 行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達するこ

委員全員
議長

とに決して、異議ございませんか。

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案は原案を「可」として豊橋市長に進達することに決しました。

続きまして、議案第39号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番から18番までの18件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第39号、3ページから5ページをお願いします。

権利の種類について、賃借権の設定は番号1番・2番・5番・10番・16番です。所有権移転は番号3番・4番・6番・9番・11番から13番・15番・17番・18番です。使用貸借による権利の設定は番号7番・8番・14番です。

転用目的については、番号1番・2番・5番・6番・9番が太陽光発電設備、番号3番・7番・8番・14番が分家住宅等、番号4番・12番・13番・18番が資材置場等、番号10番・17番が駐車場、番号11番が車両置場等、番号15番が農業用倉庫、番号16番が工場です。

農地種別について、3種農地と判断されるのは番号3番・4番です。2種と判断されるのは番号1番・7番から13番・18番です。1種と判断されるのは番号2番・5番・6番・14番から17番ですが、番号15番は農業用施設に該当し、その他については許可要件である集落接続に該当します。

資力について、借入金のみは番号1番・3番・5番から8番・12番・14番です。自己資金のみは番号2番・4番・10番・11番・13番・15番から18番です。自己資金及び借入金は番号9番です。

信用性については全案件とも特段の疑義はありません。

転用の妨げとなる権利を有する者については案件とも該当ありません。

遅滞なく申請の用途に供することの確実性については、令和2年11月1日から令和3年3月1日までに着工し、令和2年11月30日から令和3年4月30日までに完了する計画である記載があります。

他の行政庁の許可・認可等について、建築物建設のため都市

計画法上の申請がされているのは番号3番・7番・8番・14番から16番です。その他の案件は該当ありません。

農地以外の土地の利用見込みについては全案件とも該当ありません。

計画面積の妥当性については、全案件とも申請書、事業計画書及び現地調査等により妥当と判断されます。

宅地の造成のみを目的とすることについては全案件とも該当ありません。

周辺農地等に係る営農条件への支障について、隣地承諾書の添付があるか承諾を得た旨の記載がある案件は、番号1番・2番・6番・9番・10番・12番から18番です。隣接地が申請地所有者と同一であるか農地以外である案件は、番号3番から5番・7番・8番・11番です。

一時転用については全案件とも該当ありません。

以上が許可基準の適合状況です。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員
議 長

「進 行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することとし、番号12番については、農地法第5条第3項の規定により、愛知県農業会議の意見を付したう豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

委員全員
議 長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案はさよう決しました。

続きまして、議案第40号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。

番号1番及び2番の2件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。

議案第40号農用地利用集積計画について、説明させていた

できます。

農地流動化の申出があったもののうち8月28日開催の農地銀行運営委員会議におきまして、農業経営基盤強化促進事業に仕分けられたため、豊橋市農地銀行会長から計画策定の依頼があった所有権移転について、農用地利用集積計画を作成いたしましたので、農業経営基盤強化促進法第18条（農用地利用集積計画の作成）の規定に基づき、審議をお願いするものでございます。今回の案件につきましては2件5筆4,236㎡でございます。

これら当該地につきましては、農業振興地域内の農用地であり、9月23日の農地審査会において、小林澄夫委員、酒井委員に審査をお願いし「可」の旨の意見をいただいております。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である

1号の農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。

2号の利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である。

イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

の各要件を満たしております。

ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 内容については、ただいまの事務局からの説明のとおりです。それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり決して異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第41号「農業振興地域整備計画のうち農用

地利用計画変更について」を議題といたします。

農用地区域からの除外及びそのことについての地域の農業振興に関する地方公共団体の計画について。

番号1番から10番までの10件を一括上程いたします。

なお、番号2番は前田委員の同居の親族が所有者のため、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当いたします。

前田委員は、該当する案件のみ一時退席いたしますのでよろしく申し上げます。

それでは、内容について事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。

7ページの議案第41号について説明させていただきます。

豊橋農業振興地域整備計画のうち、今回の農用地利用計画変更については、個別の除外10件、面積24,198㎡です。

今回の案件につきましては、令和2年8月17日（月）の書類説明会において農業委員の皆様方にご説明し、令和2年8月20日（木）の農地審査会において、本日の農業委員会総会の議案に付すことについて了承を得ております。

除外案件の目的としましては、分家住宅が5番・7番・10番の3件、自動車整備工場が6番の1件、駐車場が1番・2番・4番・8番の4件、駐車場及び資材置場が9番の1件、資材置場が3番の1件となります。除外の申し出10件であり、内容を検討した結果、全て申し出の農用地以外に事業計画に適する土地がなく、今回の申し出に及んだものです。

以上、農業振興地域の整備に関する法律施行規則 第3条の2（農業振興地域整備計画の策定または変更）第2項及び第4条の5（公益性が特に高いと認められる事業に係る施設）第1項第27号に基づき、ご審議をお願いするものです。

ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

先ほど説明しましたが、議事参与の制限により番号2番とそれ以外の案件とに分けて審議していただくということで、進めて参りたいと思います。

まず、番号1番から10番までのうち、番号2番を除く9件を一括審議いたします。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員長 「進行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案についての農業委員会の意見は、「やむを得ない」という意見を付すことに決して異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって本案についての農業委員会の意見は、さよう決しました。

前田委員は退席して下さい。

次に番号2番の一件を審議いたします。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員長 「進行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案についての農業委員会の意見は、「やむを得ない」という意見を付すことに決して異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって本案についての農業委員会の意見は、さよう決しました。

前田委員は復席して下さい。

続きまして、議案第42号「相続税納税猶予に関する適格者証明について」を議題といたします。

番号1番から3番までの3件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第42号8ページをご覧ください。

議案第42号は新規に納税猶予を受けるにあたっての証明です。

番号1番は畑作による経営です。特例農地の2筆は露地野菜の栽培です

番号2番は畑作による経営です。特例農地の2筆は保全管理

です。

番号3番は水稲及び畑作による経営です。特例農地の3筆は水稲の栽培、3筆は畑の保全管理です。

この3件の相続税納税猶予に関する適格者証明については、議案に記載の推進委員の方々に現地調査および相続人からの聞き取り調査をしていただいた結果、相続人は相続後、農業経営を行おうとする適格者であることを確認していただきました。

なお、市街化区域内の農地は番号1番及び2番の特例適用農地の全てが該当いたします。

以上です。

議長

内容についてはただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員

「進行」

議長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、適格者証明を発行することを承認することに決して、異議ございませんか。

委員全員

「異議なし」

議長

異議なしと認めます。

よって本案は、さよう決しました。

続きまして、議案第43号「相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行なっている旨の証明について」を議題といたします。

番号1番から4番までの4件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第43号9ページをご覧ください。

議案第43号は継続して納税猶予を受けるため3年ごとの更新の証明です。

番号1番は畑作及び果樹による経営です。特例農地の2筆は畑の保全管理、2筆がミカンの栽培です。

番号2番は畑作による経営です。特例農地の2筆は露地野菜の栽培です。

番号3番は水稲及び畑作による経営です。特例農地の1筆は

水稻、14筆はキャベツ等の栽培、4筆は畑の保全管理です。

番号4番は水稻及び畑作による経営です。特例農地の3筆は水稻の栽培、4筆は畑の保全管理です。

この4件の3年更新における相続税納税猶予に関する証明については、現地調査及び相続人からの聞き取り調査をした結果、相続人は引き続き農業経営を行っている適格者であることを確認しました。

なお、市街化区域内の農地は番号1番及び2番の特例適用農地の全てが該当いたします。

以上です。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言願います。

委員長 「進行」
議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、本証明書を発行することを承認することに決して、異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」
議長 異議なしと認めます。
よって本案は、さよう決しました。
以上で、本日の部会に付議された議案は、すべて終了いたしました。

次に報告事案について、事務局に説明をお願いします。

事務局 はい、議長。報告させていただきます。

議案の10ページをお願いします。

報告第1号の番号1番から34番までの34件については、相続により農地法の許可を要しないで権利取得した旨の届出です。それぞれ報告書に記載の日付で受理しました。

次に14ページをお願いします。

報告第2号の番号1番から5番の5件及び15ページからの報告第3号の番号1番から28番までの28件については、いずれも市街化区域内の農地転用の届出で、農地法に定められた要件を満たした適正な届出でしたので、それぞれ報告書に記載の日付で受理しました。

次に 19 ページをお願いします。

報告第 4 号の番号 1 番の 1 件については、20 年以上非農地であることの現況証明です。

願い出の内容及び添付書類を審査の上、9 月 23 日付けで証明を行いました。

次に 20 ページをお願いします。

報告第 5 号の番号 1 番の 1 件については、名古屋地方裁判所豊橋支部執行官からの照会です。

番号 1 番は市街化区域内の農地です。平成 18 年 2 月 17 日付けで農地法第 5 条の届出が提出されています。

備考欄に記載の委員の方々に現地調査をしていただきました結果、転用目的どおり利用されていましたので「農地性なし」として、9 月 10 日付けの事務局長名で回答いたしました。

報告は以上です。

議 長

報告事案については、ただいま事務局の説明のとおりです。

以上で、「農業委員会等に関する法律」第 6 条第 1 項に係わる議案及び報告を終了いたします。

次に「令和 3 年度農地等利用最適化推進施策の改善意見書の提出について」ですが、事務局の方で進行をお願いします。

事務局

それでは、資料 2 をご覧ください。

8 月 31 日に愛知県東三河農林水産事務所において、愛知県知事あての意見書を愛知県東三河農林水産事務所長あて提出しました。日向会長職務代理者からその時の状況についてご報告していただきます。

日向会長
職務代理者
事務局

<報 告>

以上で、「令和 3 年度農地等利用最適化推進施策の改善意見書の提出について」を終了いたします。

議事進行を議長にお返しいたします。

次に連絡事項をお願いいたします。

議 長
事務局

<連絡事項>

議 長

その他について、何かありませんか。

なければ、以上で本日の日程は全て終了いたしました。

(午後 2 時 55 分終了)

以上のとおり会議の次第を記録し、議事録署名者とともに署名します。

令和2年9月28日

議 長
(会 長)

議事録署名者
(5 番 河合 孝子 委員)

議事録署名者
(6 番 河根 規雄 委員)